

## 家計急変世帯への対応について

令和2年11月6日

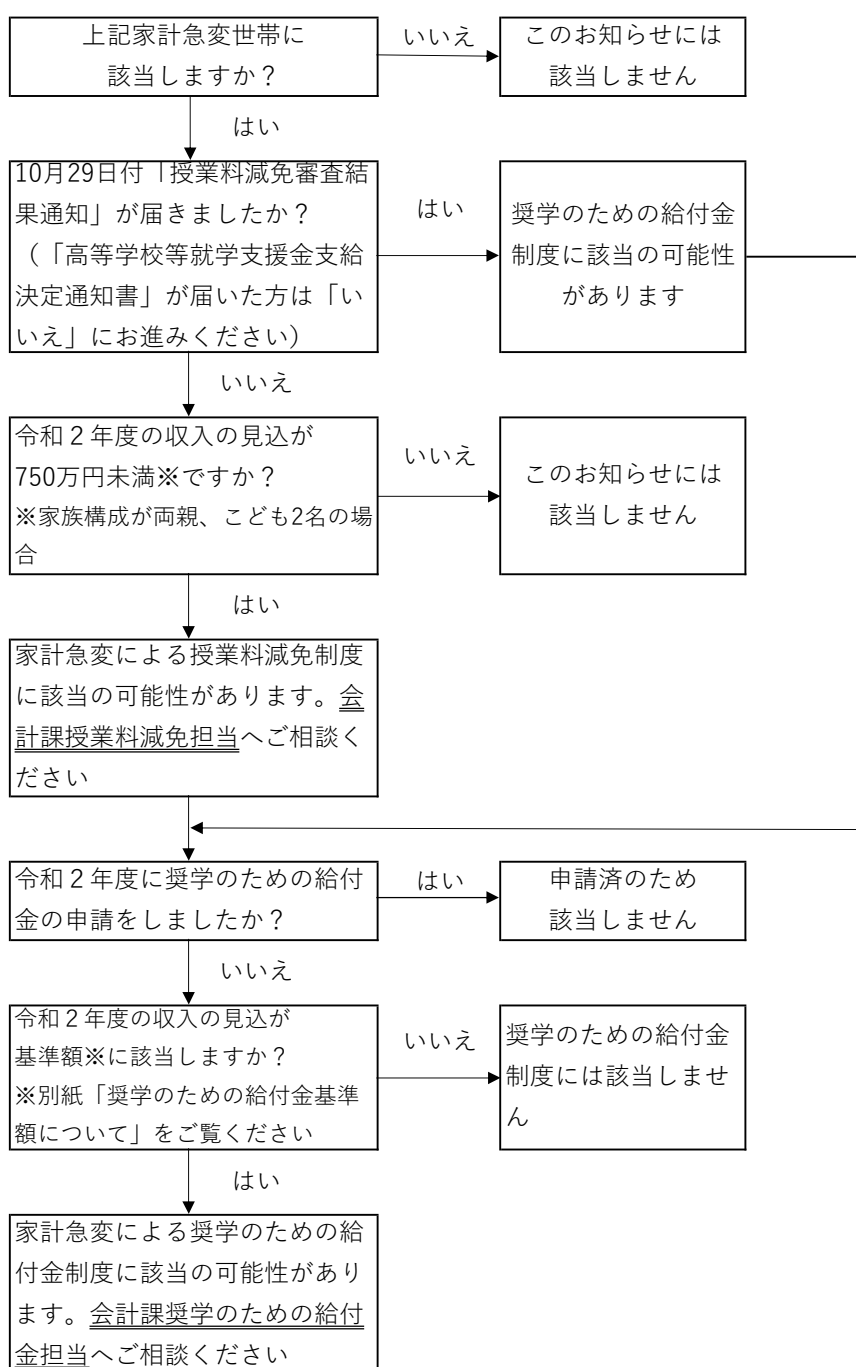
千葉経済大学附属高等学校

会計課

授業料減免制度や奨学のための給付金制度は前年度（令和元年度）の所得を基準に決定されていますが、「家計急変世帯」※の場合、今年度（令和2年度）の所得見込みを基準に適用される場合があります。下記フローチャートをご確認のうえ、該当される場合は会計課担当へご相談ください。

※「家計急変世帯」とは

リストラ、自営業の廃業、病気による離職・休職等、不可抗力により働くことができなくなり収入が減少した世帯もしくは新型コロナウイルスの影響により収入が減少した世帯。自主退職、定年退職は対象外となります。



## 奨学のための給付金基準額について

奨学のための給付金の支給要件は、申請日の属する月の初日を認定基準日とし、該当期日に以下の(1)~(3)すべてにあてはまる生徒の保護者の方となります。

- (1) 保護者の方が千葉県内に在住していること。※
- (2) 認定基準日に私立高等学校等に在籍していること。
- (3) 家計急変後の保護者（父・母である場合は両方）の所得について、非課税限度額制度の計算方法により住民税の所得割額が非課税となる見込みである世帯（下記【家計急変確認方法】よりご確認ください）に属すること。

### 【家計急変確認方法】

ステップ1 保護者（父・母である場合は両方）の見込所得（年収）額を算出

家計急変の事由（失職等）が発生した翌月もしくは収入が激減した月から、3か月分の平均所得（給与所得者の場合は平均収入）に12を乗じた額を見込所得額（給与所得者の場合は見込年収額）とする。

ステップ2 保護者（父・母である場合は両方）の非課税限度額を確認

非課税限度額の確認方法

○扶養親族がいる場合 …35万円×世帯人数（本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計）+32万円

○扶養親族がいない場合…35万円

ただし、世帯人数（本人と控除対象配偶者、扶養親族の合計）が2人以下である寡婦又は寡夫・障害者・未成年者の場合は、125万円

ステップ3 保護者（父・母である場合は両方）が非課税限度額以下の所得（収入）であることを確認

●給与所得以外の場合…ステップ1にて算出した見込所得額が、ステップ2にて確認した非課税限度額以下であれば、①支給要件の(3)要件を満たすこととなります。

●給与所得の場合 …ステップ2にて確認した非課税限度額を右記の非課税限度額年収対応表にて、非課税年収額に読み替える。ステップ1にて算出した見込年収額が、読み替えた非課税年収額以下であれば、①支給要件の(3)要件を満たすこととなります。

非課税限度額 (万円)	⇒	非課税年収額 (円)
35	⇒	1,000,000
102	⇒	1,700,000
125	⇒	2,042,857
137	⇒	2,214,286
172	⇒	2,714,286
207	⇒	3,214,286
242	⇒	3,700,000

※千葉県以外の都道府県にも同様の制度がある場合がございますので、お住まいの都道府県のホームページ等でご確認くださいようお願いいたします。